

## 第 2 次山梨県消費者基本計画策定に向けた論点

### 1 第 1 次計画期間における取組の現状

- |                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| ・市町村消費生活センター設置率（人口 5 万人未満）         | 5 0 %     |
| ・消費生活相談員の配置市町村率                    | 8 5 . 2 % |
| ・消費者安全確保地域協議会設置率（含む高齢者等の見守りネットワーク） |           |
| （人口 5 万人以上）                        | 8 0 %     |
| （人口 5 万人未満）                        | 4 5 . 5 % |

### 2 第 2 次基本計画に反映すべき、新たな状況

#### （1）山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の制定

- ・本県において特に高齢者を狙う電話詐欺等が後を絶たず、県民生活に深刻な影響
- ・令和 2 年 3 月 被害撲滅を図る施策を総合的に推進する条例制定  
[県の責務] ・ 施策の総合的かつ計画的な推進
  - ・普及啓発
  - ・情報の提供
  - ・県民運動の推進等
- [青少年の育成に携わる者の役割] ・ 教育及び普及啓発

#### （2）国の第 4 次消費者基本計画（R 2 ～ R 6）における現状と課題

- ・高齢化の進行、成年年齢の引き下げ等、ぜい弱な消費者の増加
- ・デジタル化の進展・電子商取引の拡大
- ・自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・国連の持続可能な開発計画（SDG s）の設定

#### （3）新型コロナウイルス感染症の影響

- ・コロナ感染症に乗じた詐欺や悪質商法の発生
- ・一部生活物資の不足及び、生活物資の安定供給への消費者の不安発生
- ・対面による消費生活相談の一時中止
- ・出前講座の中止・学校教育の時間短縮